

入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

令和 8 年 10 月 29 日

分任支出負担行為担当官
四万十森林管理署長 尾木 浩典

1 工事概要

- (1) 工事名 十和事業宿舍建物解体撤去工事
- (2) 工事場所 高知県高岡郡四万十町昭和 445-1、445-4
- (3) 工事内容 十和事業宿舍建物解体撤去工事一式
(詳細については、工種別内訳書及び特記仕様書（解体工事）のとおりに従う)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 18 日まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であり、「高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 5 月）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。
- (6) 本件は、入札を電子入札システム（以下「システム」という）で行う対象案件である。
なお、システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和 7・8 年度の四国森林管理局一般競争参加資格における建設工事のうち「建築一式工事」又は、「解体工事」の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、四国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に元請けとして、完成し引き渡しを完了した以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る）。経常建設共同企業体にあつては、すべての構成

員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：建物の解体撤去工事若しくは建物の建築工事（解体撤去工事が含まれるものに限る。）

ただし、次の証明ができるものに限る。「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であり、「高知県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成 14 年 5 月）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施するため、その実績が証明できるもの。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

- ① 監理技術者の資格のいずれかを有する者
- ② 2 級土木施工管理技士以上
- ③ 2 級建築施工管理技士以上
- ④ とび技能士（1 級・2 級）
- ⑤ 建築リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
- ⑥ 解体工事に関し大卒（指定学科）3 年以上、高卒（指定学科）5 年以上、その他 10 年以上の実務経験を有する者

ただし、②、③は解体工事に関する実務経験 1 年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。④は 2 級合格後、解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有すること。

また、解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とするが、その証明のための請負契約書の写しを添付すること。その際、1 つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

(6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日から開札の時までに、四国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）。（入札説明書参照）

(9) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、高知県内に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

(10) 農林水産省発注工事等から暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規程による届出の義務
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規程による届出の義務
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規程による届出の義務

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

① 提出期間：令和 8 年 10 月 30 日から令和 8 年 11 月 19 日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く）の 9 時 00 分から 12 時 00 分まで、及び 13 時 00 分から 17 時 00 分まで。（システムによる場合は、システムのメンテナンス期間を除く。9 時 00 分から 17 時 00 分まで）

② 場 所：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155

③ 提出方法：システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式により参加する場合は発注者へ事前に連絡の上、代表者又はそれに代わる者が上記②の場所に持参、若しくは郵送（配達証明のできるものに限り）にて提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限に間に合うように提出すること。（電送によるものは受け付けない）

(3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。

(4) 上記 (2) ①に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 入札手続等

(1) 担当部局：〒787-0003 高知県四万十市中村丸の内 1707-34
四万十森林管理署 総務グループ
電話 0880-34-3155

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

電子入札システムにより入札を予定している者は、電子入札システム内の入札説明書等ダウンロードシステム及び四国森林管理局ホームページから入札説明書等必要な情報を入手すること。なお、やむを得ない事情等により承諾を得て紙入札を予定している者等には下記①から②により入札を予定している者等には①から②により入札説明書等必要な情報を交付する。

① 交付期間：令和 8 年 10 月 29 日から令和 8 年 12 月 2 日まで（「休日」を除く。）

② 方 法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/ippan.html>)

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により紙入札により提出する場合は、発注者へ事前に連絡の上、入札書を入札会場へ持参すること。

ア システムにより参加する場合

令和 8 年 12 月 1 日（火）9 時 00 分から令和 8 年 12 月 3 日（木）11 時 00 分までにシステム上で入札すること。

（ただし、システムのメンテナンス期間を除く）

イ 紙入札方式により参加する場合

四万十森林管理署 3 階会議室に支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状と入札書を持参し、令和 8 年 12 月 3

日（木）11時00分にまでに入札すること。

郵便入札を行う場合は、令和8年12月2日（水）17時00分までに入札書が当署に到着するように、書留郵便で提出すること。（ただし、再度の入札を実施する場合は引き続き行いますので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できません）

ウ 開札は、令和8年12月3日（木）11時00分 四万十森林管理署3階会議室にて行う。

ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 四国銀行（中村支店）

ただし、金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規程する保証会社をいう）の保証（取扱官庁四万十森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 四国銀行中村支店）

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律

（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社をいう）の保証（取扱官庁四万十森林管理署）また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書をシステムにより提出を求める。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式は任意）を提出すること。なお、入札の際に工事費内訳書が未提出である又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該入札参加者の入札を無効とすることがある。また、工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(4) 入札の無効

入札説明書の「14. 入札の無効」によるものとする。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約の締結を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 4 (1) に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記 2 (2) に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2) により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(10) 資料の内容のヒアリング
資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、提出資料、入札をシステムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 7 月 四国森林管理局)による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条に則り、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当委員会を設置している期間において閲覧及びホームページより公表する。

（不当な働きかけ）

- ①自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ②指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③自ら受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑥公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑦その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(13) 本公告に係る工事請負契約における契約約款はこちらからダウンロードしてください。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/content/document/index.html#yakkan>)

国有林野事業工事請負契約約款（最新版を適用する）

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。

この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、四国森林管理局のホームページの[発注者綱紀保持に関するお知らせ](https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/shotatu_nyusatu/job/soumu/top.html)をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/shotatu_nyusatu/job/soumu/top.html

2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略に取り組んでいます。